

温泉所在都市に対する税財源措置及び施策に関する要望
－暫定排水基準関連項目抜粋－

（平成22年6月8日決定 温泉所在都市協議会）

8. ほう素・ふっ素等に係る水質汚濁防止法に基づく暫定排水基準の適用期限（平成25年6月末）までに、安定的な排水処理等の技術を開発し、装置の低廉化などを図るとともに、財政支援を行うこと。